

第二十五号議案

江戸川区立公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区立公園条例の一部を改正する条例
 江戸川区立公園条例（昭和三十二年十二月江戸川区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第六条の四第二項中「付帯設備」の下に「及び備付器具」を加える。
 別表三総合レクリエーション公園の項を次のように改める。

総合レクリエーション公園									
なぎさ公園野球場	なぎさ公園運動場	なぎさ公園北駐車場	なぎさ公園東駐車場	虹の広場駐車場	ファミリースポーツ広場駐車場	フラワーカーデン駐車場	富士公園バーベキュー場	富士公園駐車場	葛西防災公園西葛西テニスコート
江戸川区南葛西七丁目三番一				江戸川区西葛西七丁目二番一	江戸川区南葛西三丁目一七番一	江戸川区南葛西四丁目九番一	江戸川区南葛西六丁目二三番一	江戸川区西葛西八丁目一七番	

別表四(二)総合レクリエーション公園なぎさ公園野球場及びなぎさ公園運動場の項を次のように改める。

葛西防災公園駐車場		一号	
パノラマシヤトル		江戸川区南葛西四丁目九番一 号から南葛西七丁目三番一号 まで	
総合レクリエーション公園	なぎさ公園野球場 及びなぎさ公園運動場	高校生以上	一面間 一、五七〇円
		中学生以下	無料
	葛西防災公園西葛 西テニスコート	高校生以上	一面間 四二〇円
		中学生以下	無料

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(江戸川区体育施設条例の一部改正)

2 江戸川区体育施設条例(昭和三十一年六月江戸川区条例第四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「施設備付器具以外の器具」を「付帯設備以外のもの」に改める。

第六條第二項中「及び備付器具」を削る。
別表一江戸川区立西葛西テニスコートの項を削る。

(説明)

令和五年四月一日から総合レクリエーション公園が指定管理者による管理に移
行することに伴い、西葛西テニスコートを条例で規定する使用料を伴う公園施設
として位置付けるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。